

須崎市介護職員初任者研修受講費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年10月21日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

須崎市訓令第96号

須崎市介護職員初任者研修受講費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修（以下「初任者研修」という。）の受講に要する費用の一部を助成することにより、介護サービス基盤を担う人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 申請日の1年前の日から申請日までに初任者研修を修了している者
- (4) 初任者研修を修了した日から申請日までの間に、別表に掲げる須崎市内の介護施設等（以下「介護施設等」という。）に常勤、非常勤又は派遣を問わず、介護職として勤務し、また、申請日においても継続して勤務している者
- (5) 申請日において、次条第1項に規定する助成対象の経費（以下「助成対象経費」という。）の支払いを完了している者
- (6) 助成対象経費について、他の公的制度から助成を受けていない者

(助成対象経費及び助成金額)

第3条 助成対象経費は、研修に係る受講料及び教材費とする。ただし、助成対象者が実際に負担した費用に限るほか、修了評価不合格者の補講、追試等に係る追加費用は、助成対象から除く。

2 助成金額は、前項に規定する助成対象経費の合計の額とし、8万円を限度額とする。また、当該助成金の交付は、助成対象者1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護職員初任者研修受講費

助成申請兼請求書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）介護保険法施行令第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者（以下「研修事業者」という。）が申請者に対して発行した対象経費の領収書の写し
- （2）研修事業者が発行する修了証明書の写し
（支給決定等）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、介護職員初任者研修受講費助成金交付（不交付）決定通知兼助成金額確定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、不正な手段により助成決定を受けた者があるときは、その決定を取り消すとともに、既に支払った助成金があるときは返還させることができる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象となる介護施設等は、次のとおりとする。

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援及び同条第26項に規定する施設サービス並びに同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び同条第16項に規定する介護予防支援を提供する事業所
- （2）須崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年須崎市訓令第50号）第4条ア（ア）に規定する訪問介護相当サービス又は同条イ（ア）に規定する通所介護相当サービスを行う事業所として、須崎市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱（平成29年訓令第47号）第3条の規定に基づき市長より指定を受けた事業所